

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ(18本)が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	D	
2	1号機	原子炉格納容器冷却系(B系)の定例試験実施時、原子炉停止時冷却系(B系)との連絡弁にシートリークが認められたため、対応検討	C	
3	1号機	ほう酸水注入系ポンプ出口流量計に指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該流量検出配管を点検・修理	C	
4	2号機	原子炉建屋1階北側制御棒駆動水圧制御ユニット付近の仮置き資機材に、仮置き表示がされていなかった旨、保安検査官に指摘されたため、対応検討(検査官気付事項)	C	
5	2号機	タービン建屋2階の南東側天井部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	廃棄物処理系廃液サージタンク用配管ダクト内への雨水の浸入により、水のリークがあることを示す警報が発生したため、当該ダクト内を点検・清掃	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系給気ファン(A)用外気処理装置の基礎部付近に腐食がある旨、保安検査官に指摘されたため、当該部を点検・修理(検査官気付事項)	D	
8	3号機	廃棄物処理系プリコートポンプ廻りでの水漏れ発生時の放射線量算出結果の報告において、放射能量(単位:ベクレル)として報告すべきところ、誤って放射能濃度(単位:ベクレル/cm ³)を報告したことが認められたため、対応検討	B	
9	3号機	主復水器ホットウェルのレベル記録計に、制御回路の不具合発生を示す警報メッセージが表示されたため、当該制御回路を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理建屋内ドレンファンネルの点検において、蓋固定用ネジの外れ(2箇所)が認められたため、当該ネジを取付	D	
11	4号機	タービン建屋地下の原子炉給水加熱器補修用エリア北側に設置されている溜め升用水中ポンプに動作不良(起動不可)が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
12	5号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入設備の補助タンク入口補給水配管の点検において、腐食が認められたため、当該配管を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	油ドレン処理系油移送ポンプの点検において、カップリング内径及びシャフト外径の間隙測定値に管理値外れが認められたため、当該部の部品を交換	D	
14	5号機	不活性ガス系窒素ガス供給用蒸発器の水張り時、蒸発器と蒸発器排水弁の間の配管より水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
15	6号機	原子炉給水系の給水流量記録計及び給水流量指示計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・調整	D	
16	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉建屋の焼却炉排ガス放射線モニタ用粒子サンプリング装置（A）の粒子用フィルタ支持部の腐食及び焼付きが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	その他	不適合報告書「残留熱除去系－残留熱除去海水系連絡配管のドレン配管における誤接続の件」の対策処置に関する承認手続きにおいて、承認経路に誤りがある旨、保安検査官に指摘されたため、対応検討（検査官気付事項）	C	
18	その他	計装予備品倉庫において、天井脇より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理及び予備品を防水養生	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで